

国内クレジット認証委員会御中

実績確認概要書

平成 23 年 3 月 24 日

審査機関名： ぺりじョンソルジストラ
クリーンティハローブメントメカニズム株式会社

1. 排出削減事業計画の概要

排出削減事業名	帯広市役所本庁舎・とかちプラザにおける ESCO スキームを用いた排出削減事業
承認番号	JCDM-PJ0010
排出削減事業者名	帯広市
排出削減共同実施事業者名	国内クレジット保有予定者：北海道電力株式会社 その他関連事業者 1：北電興業株式会社 その他関連事業者 2：北電総合設計株式会社
事業実施場所	① 帯広市役所本庁舎：北海道帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地 ② とかちプラザ：北海道帯広市西 4 条 13 丁目 1 番地
事業の概要	<ul style="list-style-type: none">空調関連設備において、室内設定温度の範囲内で空調機の CO₂ 濃度を制御することにより一時的に運転を停止する間欠運転制御を実施し、搬送動力の電気使用を削減する。また、ポンプでは冷水・温水の差圧、温度、流量等による流量調整にインバーター制御を活用し、最適流量化を図る。空調機については対象空調環境に対応した変風速制御をインバーターにて実施し搬送電力を削減する。照明関連設備において既存照明設備を高効率安定器内蔵型に更新する。また、省電力タイプの高輝度誘導灯に更新し照明電力を削減する。
排出削減量の計画	2009 年度 180t-CO ₂ /年 2010 年度 180t-CO ₂ /年 2011 年度 180t-CO ₂ /年

	2012 年度 180t-CO ₂ /年 (事業実施期間合計 720t-CO ₂)
国内クレジット認証 期間	開始日 2009 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	<ul style="list-style-type: none"> ■方法論 005 間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御によるポンプ・ファン類可変能力制御機器の導入 ■方法論 006 照明設備の更新

2. 本実績確認の対象期間

2010年2月1日～2011年1月31日（第2回実績報告）

3. 実績確認結果

本実績報告期間における排出削減量は、承認排出削減事業計画に従ってモニタリングされた結果に基づき算定されており適正である。

排出削減量	148 tCO ₂ (2010年2月1日～2011年1月31日)
-------	---------------------------------------------

4. 実施した実績確認手続きの概要

以下の実績確認手続きにより、報告された排出削減量に重大な誤りがないことを確認している。

要件	実績確認手続き
排出削減量が承認排出削減事業計画に従って当該計画を実施した結果生じていること	排出削減量は、承認排出削減事業計画に従って当該計画を実施した結果生じていることを確認した。 1) 承認排出削減事業計画通りに帯広市役所本庁舎にて、間欠運転制御、インバーター制御、高効率安定器及び高輝度誘導灯が導入されているとともに、とかちプラザにて、インバーター制御、高効率安定器及び高輝度誘導灯が導入され、引き続き使用されていることを、関連資料にて確認した。 2) 本実績報告期間において導入設備が稼働していることを、本実績報告期間における機器運転月報、市役所本庁舎 ESCO 月報などの報告書及び集計表により確認した。 3) 事業開始日が承認排出削減事業計画通りであることを、事業者への質問や機器運転月報、ESCO 月報などの報告書及び集計表により確認した。 4) その他、本事業の承認排出削減事業計画において、重要な変更が無いことを確認した。
排出削減量が承認排出削減方法論及び承認排出削減事業計画に従って算定されていること	排出削減量が承認排出削減方法論及び承認排出削減事業計画に従って算定されていることを確認した。 1) モニタリング方法については、承認排出削減事業計画に従って、間欠運転制御、インバーター制御については機器運転月報、市役所本庁舎 ESCO 月報などの報告書、及び高効率安定器、高輝度誘導灯の電力については、営業日数により把握されていることを確認した。 2) 機器運転月報、ESCO 月報などの報告書は、施設管理の

	<p>関係者にて管理が確実になされていることを、整理された形で当該報告書が提出されたことにより確認した。</p> <p>3) 排出削減量の算定式及び使用されている単位発熱量、排出係数等が方法論及び承認排出削減事業計画に従っており、算定結果が正確であることを確認した。</p> <p>4) その他、排出削減量の算定において重大な変更がなされていないことを確認した。</p>
算定期間が 2013 年 3 月 31 日を超えないこと	算定期間は、2011 年 1 月 31 日までであり、2013 年 3 月 31 日を超えていない。

5. 承認排出削減事業計画からの重要な変更点についての評価（該当する場合）
特になし。

6. 特記事項

確認した排出削減量に相当する省エネルギー量について、原油換算 124.1kL であることを確認した。